

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

1 老人問題の所在

近年における総人口の中に占める老人人口の増加及びその割合の増加,昭和22年における民法の改正に伴う大家族制度の廃止とそれに伴う核家族化の傾向,老人だけの世帯の増加,社会生活の近代化等に伴って,老人の問題は漸次表面化してきているが,これらについてさらに詳しくみてみよう。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

1 老人問題の所在

(1) 老人人口の増加

第3-2-1表にも明らかなように、総人口の中に占める65歳以上人口、60歳以上人口はいずれも、昭和35年ごろから増加の傾向が目だつようになり、42年にはそれぞれ6.6%、10.0%とついに、60歳以上人口は、総人口の1割をこえたものと推計されている。

第3-2-1表 老人人口の推移及び推計

第 3—2—1 表 老人人口の推移及び推計

(単位：千人)

	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$ (%)	60歳以上人口 (C)	$\frac{(C)}{(A)}$ (%)
大正9年	55,963	2,941	5.3	4,597	8.2
14	59,737	3,021	5.1	4,589	7.7
昭和5年	64,450	3,064	4.8	4,786	7.4
10	69,254	3,225	4.7	5,156	7.4
	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$ (%)	60歳以上人口 (C)	$\frac{(C)}{(A)}$ (%)
15	71,933	3,454	4.8	5,682	7.9
25	83,200	4,109	4.9	6,413	7.7
30	89,276	4,747	5.3	7,244	8.1
35	93,419	5,350	5.7	8,281	8.9
40	98,275	6,181	6.3	9,525	9.7
41	99,056	6,419	6.5	9,745	9.8
42	100,243	6,666	6.6	10,072	10.0
43	101,248	6,913	6.8	10,394	10.3
44	102,277	7,124	7.0	10,742	10.5
45	103,327	7,355	7.1	11,092	10.7
46	104,371	7,549	7.2	11,454	11.0
47	105,420	7,837	7.4	11,838	11.2
48	106,480	8,124	7.6	12,210	11.4
49	107,550	8,437	7.8	12,605	11.7
50	108,635	8,756	8.1	12,976	11.9
55	113,265	10,296	9.1	14,676	13.0
60	116,458	11,506	9.9	16,744	14.4
65	118,619	13,072	11.0	19,555	16.5
70	120,225	15,323	12.7	22,470	18.7
75	121,353	17,628	14.5	24,966	20.6
80	121,698	19,493	16.0	27,602	22.7
85	120,817	21,402	17.7	30,826	25.5
90	119,015	23,848	20.0	31,671	26.6

資料：大正9年から昭和40年末までは、総理府統計局「国勢調査報告」

昭和41年以降は厚生省人口問題研究所の推計による。

大正9年以来昭和35年まで約40年間ほとんど不動であつたこの割合も、次の40年後にあたる昭和75年にはそれぞれ14.5%、20.6%にのぼるものと推計され、その割合は2倍をこえるものと予測されている。

その原因として考えられるものは、出生率の著減に基づく若年人口の減少であつて、必ずしも老人の平均余命の延長によるものでないこと、今後の老人対策の課題の一つがあるといえよう。

厚生白書(昭和43年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

1 老人問題の所在

(2) 核家族化の傾向

いわゆる「いえ」の制度の崩壊に伴つて、老人と子ども夫婦との別居傾向が顕著になつてきたことは、第3-2-2表に示した高齢者世帯の著増によつても知られよう。すなわち、高齢者世帯とは、65歳以上の男、60歳以上の女だけで構成されるか、又は、これらに18歳未満の者の加つた世帯をいうのであるが、35年から40年までの間に全世帯総数は、350万世帯と15%しか増加していないのに、高齢者世帯については、30万世帯と実に60%の増加を示しているのである。このことは、子どもの結婚による親からの独立(世帯分離)の結果を示すものであつて、過去数年間の増加の傾向をみると、今後も高齢者世帯は増加を示すであろうことが予測される。また、世帯総数の中に占める高齢者世帯の増加についても、人口の老齡化とともに世帯の老齡化として、今後の大きな問題とならう。

第3-2-2表 高齢者世帯数の推移

第 3-2-2 表 高齢者世帯数の推移 (単位：千人)

	総 数 (A)	高齢者世帯数 (B)	対前年増加の状況		割 合 (B/A) %
			高齢者世帯数	割合(%)	
35 年	22,456	500	—	—	2.2
36	23,509	561	61	112.2	2.4
37	23,850	618	57	110.2	2.6
38	25,002	679	61	109.9	2.7
39	25,104	716	37	105.4	2.9
40	25,940	799	83	111.6	3.1

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」

(注) 高齢者世帯のうち、単身世帯は55.5%、2人世帯は42.0%を占めている。

もう一つの問題は、高齢者世帯における世帯人員数の少ないことで、一般世帯が3.75人(40年)を示しているのに対し、1.47人(同年)で、単身世帯が55.5%を占めているということである。すなわち約44万世帯は単身世帯ということであり、単身の老人が44万人はいるということである。所得の減少、心身の老衰が老人の特性であることを考えると、44万人に及ぶ単身老人の問題は大きな問題であらう。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

1 老人問題の所在

(3) 被保護老人の増加

一方,第3-2-3表に示すように,生活保護法の被保護者の老齢化も,顕著になつてきている。これは,既に述べたとおり,心身の老衰とともに所得の減少が老人の特性であることから容易に理解されることであろう。

第3-2-3表 被保護世帯人員の年齢階級別構成比の年次推移

	37.7.1	38.7.1	39.7.1	40.7.1	41.7.1	42.7.1	
						実数	百分率
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1,507,745	100.0
0～5歳	9.2	9.0	8.7	8.2	8.1	116,399	7.7
6～14	32.6	31.0	30.2	28.4	26.6	374,993	24.9
15～59	41.8	42.7	44.3	45.0	45.8	695,478	46.1
60歳以上	16.4	17.3	16.8	18.4	19.6	320,875	21.3

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査結果報告」

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

1 老人問題の所在

(4) 自殺者数の増加

第3-2-4表にもみられるように、戦後における老人の自殺者数は、戦前を相当に上回っている。老人人口の増加が著しいため、自殺率はむしろ減少の傾向を示しているが、問題はむしろ、第3-2-5表にみられるように老齢化すればするほど、自殺率の高まる傾向であろう。C・S・クロイトの説によれば、このような傾向は後進国に多い型といわれている。これに対して、先進国においても、老人の自殺率は、第3-2-6表のように必ずしも低くはないが、高齢になつても自殺率の必ずしも高まらないことが特徴である。この意味において第3-2-5表から、わが国の昭和25年以來の年齢別推移をみると、やや先進国型に近づいていることが知られる。

第3-2-4表 自殺死亡率の推移

第 3—2—4 表 自殺死亡率の推移
(60歳以上人口10万対)

	60歳以上自殺者数	自殺率
昭和 5 年	3,262	71.1
22	4,100	70.0
25	4,464	69.6
30	4,337	59.9
35	4,430	53.2
38	4,180	46.2
40	4,493	47.0

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

第3-2-5表 年齢階級別自殺死亡率の推移(年齢階級別人口10万対)

第 3-2-5 表 年齢階級別自殺死亡率の推移
(年齢階級別人口10万対)

	25 年	30 年	35 年	38 年	40 年
60~64歳	49.9	42.9	39.3	32.8	32.5
65~69	67.8	53.2	51.1	40.9	42.5
70~74	78.8	69.9	60.6	51.6	53.6
75~79	98.0	83.4	72.1	64.9	66.3
80歳以上	116.1	101.0	77.5	81.8	87.5

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

第3-2-6表 主要各国の自殺死亡率(60歳以上人口10万対)

第 3-2-6 表 主要各国の自殺死亡率
(60歳以上人口10万対)

国 名(男)	率	国 名(女)	率
ハンガリー	83.3	日 本	40.3
フィンランド	70.6	ハンガリー	38.9
チェコスロバキア	67.3	チェコスロバキア	27.9
オーストリア	59.1	オーストリア	26.8
フランス	58.6	デンマーク	26.7
デンマーク	54.0	ドイツ連邦共和国	25.2
日本	53.7	イングランド・ウェールズ	20.5
ドイツ連邦共和国	52.3	スイス	19.3
スイス	49.1	フランス	18.7
スウェーデン	48.4	ベルギー	17.7
ベルギー	44.6	オーストラリア	16.2

資料：WHO「Epidemiological and Vital Statistic(1964)」

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

老人の所得の減少に対処して年金制度が確立され、また、疾病及び心身の老衰に対処して医療保険制度が確立されているが、これら社会保障制度については他の章においてふれることとし、次に、老人福祉法を中心とする老人福祉対策の現状について述べることとする。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(1) 健康診査の実施

昭和41年度における健康診査の対象は全老人の50%とされているが、その実施状況は第3-2-7表のとおりである。すなわち、一般診査の受診人員は114万人余で、そのうち35万人余が精密診査の受診を必要と診断されたが、実際に受診したものの数は26万人にすぎない。すなわち、25%は精密診査を棄権していることに一つの問題がある。これは、疾病を発見されても、医療費の一部を自己負担しなければならないことなどによるものと考えられるので、医療保険における老人の給付率の改善等今後その解決が待つべき点も少なくない。特に、受診者の35%が要療養者として各種の疾病を診断されているが、その中の半数は高血圧性疾患であり、心臓の疾患も14.3%にのぼっている。これらはいずれも老人性疾患として、きわめて慢性の経過をとるものであることを考えると、老人の医療費の自己負担については、今後の問題といえよう。

第3-2-7表 老人健康診査の実施状況

第 3-2-7 表 老人健康診査の実施状況
(42年度)

(1) 受診状況

	受 診 状 況			D 正常人員	E 要診査人員	F 要療養人員
	A 一般診査受診人員	B 要精密診査人員	C 精密診査受診人員			
総数	1,141,252	352,159	262,273	593,219	164,373	383,660
市部	639,849	217,895	162,020	314,355	90,541	234,953
郡部	501,403	134,264	100,253	278,864	73,832	148,707
		$\frac{B}{A}$ 30.9	$\frac{C}{B}$ 74.5	$\frac{D}{A}$ 52.0	$\frac{E}{A}$ 14.4	$\frac{F}{A}$ 33.6

(2) 要療養者の傷病名

総傷病数 ※	全結核	悪性 新生物	糖尿病	中枢神 経系の 血管損 傷	神経痛 及び 神経炎	心臓の 疾患	高血圧 性疾患	胃腸炎	腎炎及 びネフ ローゼ	関節炎 及びリ ウマチ	その他
514,561	9,247	1,656	21,567	11,172	34,323	73,462	258,968	23,840	17,398	17,769	45,159
% 100.0	% 1.8	% 0.3	% 4.2	% 2.2	% 6.7	% 14.3	% 50.3	% 4.6	% 3.4	% 3.4	% 8.8

(注) ※の総傷病数は受診状況の表の要療養人員について、2以上の傷病があつた場合、すべての傷病数を計上したものの合計である。

もう一つの問題は、健康診査受診率の県別格差の著しい点であろう。すなわち、指定都市等大都市、都市型の県は概して受診率が低く、農山村の県は概して高いことが知られるが、このことは、農山村における健康診査の意義の高いことを示すものといえよう。

厚生白書(昭和43年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(2) 老人クラブに対する助成

老人クラブのめざましい増加ぶりは、第3-2-8表に示すとおりで、昭和36年以来7年間に実に7.6倍にも増加していることが知られる。また、会員数も急速に増加し、既に老人人口の40%以上がこれに加入している。38年の高齢者実態調査報告によつても、老人のうち元気なものは男66.0%、女62.0%にとどまつており、また、老人の就業率が男47.3%、女18.9%にのぼつていること等を考え合わせると、老人人口の40%以上が老人クラブに加入しているということは、相当の高率とみてよいであろう。

第3-2-8表 老人クラブの推移

第 3-2-8 表 老人クラブの推移

年 (月)	60歳以上 人口(千人) (A)	クラブ数	会員数 (B)	(B) (A) %	クラブ数 伸び率
29		112			
33		2,400			
35		5,029			
36(2)	8,530	9,755	790,826	9.3	100
37(4)	8,775	14,654	1,122,699	12.8	150
38(11)	9,047	35,873	2,311,789	25.6	368
39(4)	9,282	47,612	2,974,970	32.1	488
40(4)	9,538	55,998	3,502,374	36.7	574
41(4)	9,755	62,337	3,896,730	39.9	639
42(4)	10,074	68,720	4,193,931	41.6	703
43(4)	10,394	74,042	4,433,642	42.7	759

厚生省社会局調べ

(注) 60歳以上人口は、厚生省人口問題研究所の推計である。

しかし、地域格差には相当著しいものがある。すなわち、全国平均42.7%の1.5倍にもものぼる加入率を示す県が10県近くにも及ぶ反面、その1/2,1/3にも及ばない県も10県に近いからである。前者が農山村型県に多く、後者が都市型県に多いことから、今後の老人クラブの問題は、内容の問題、質の問題に移つてきたといえよう。

これに対処して42年度から新しく老人クラブ指導者研修費補助金が予算化され、財団法人全国老人クラブ連合会に対して補助され、全国を11地域において研修会が行なわれたが、老人クラブの一転機を示すものとなる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(3) 老人家庭奉仕員の派遣

家庭奉仕員の派遣が対象者の居宅福祉を増進するものとして、近年、児童、身体障害者福祉の分野でも注目されていることは、別の章で述べたところであるが昭和42年度末における状況をみると、451市町村(319市、132町村)が1,108人(市部956人、町村部152人)の奉仕員を設置している。この結果、8,596老人世帯が、奉仕員のサービスを受けているが、38年の被保護者全国一斉調査によつても、約7千人の老人家庭奉仕員が必要とされておりさらに一層の増員が必要であろう。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(4) 老人社会活動促進事業の実施

従来とも社会福祉法人等により,老人に対して簡易な職業紹介が行なわれてきたが,42年度中に事業を開始しているものは東京都,名古屋市,神奈川県,豊橋市の社会福祉協議会,大阪市老人クラブ連合会の5団体である。公共職業安定所においても近年,高齢者コーナー,老人係等を設け,老人に対する職業紹介事業を行なうようになってきたが,企業側の意向としては若年労働力に期待する傾向が強いので,必ずしもすぐに老人が労働市場における労働力とはなりにくい実情にあるので,社会福祉の面からこの問題にアプローチしようとしたものである。したがってその就職先もおのずから中小企業等が主となり,男は軽作業,雑役,事務,女は家事手伝,留守番等が中心となってくる。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(5) 老人ホーム

老人ホームには、老人福祉施設としての養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームと老人福祉施設ではないが、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームとがあり、その設置、経営主体別施設数は第3-2-9表のとおりである。同表から、老人福祉施設の2/3は公立公営であること、都道府県指定都市の設置するものの中には、社会福祉法人に経営を委託するものが1/3をこえ、その傾向が特別養護老人ホームに強いことなどが知られる。

第3-2-9表 老人ホームの設置主体・経営主体別設置数

第 3-2-9 表 老人ホームの設置主体・経営主体別設置数
(42.12.31 現在)

設置主体	経 営 主 体																	
	総 数					養護老人ホーム				特別養護老人ホーム				軽費老人ホーム				
	総 数	都 道 府 県 市	市 町 村	社 会 福 祉 法 人	社 団 ・ 財 団	総 数	都 道 府 県 市	市 町 村	社 会 福 祉 法 人	総 数	都 道 府 県 市	市 町 村	社 会 福 祉 法 人	総 数	都 道 府 県 市	市 町 村	社 会 福 祉 法 人	社 団 ・ 財 団
総 数	936	49	561	320	6	750	33	490	227	62	4	7	51	44	10	5	27	2
都道府県 指定都市	80	49	—	30	1	45	33	—	12	—	4	—	6	14	10	—	4	—
市 町 村	569	—	561	8	—	494	—	490	4	8	—	7	1	5	—	5	—	—
社会福祉 法人等	287	—	—	282	5	211	—	—	211	44	—	—	44	25	—	—	23	2

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

第3-2-10表から、男女別、年齢5階層区分別に収容者の状況を見ると、男が1/3、女2/3がとなつているが、軽費老人ホームの方が女の割合がやや多くなつている。次に年齢の状況を見ると、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの場合には60歳未満のもの、若干収容されていること、軽費老人ホームの利用者の老齢化していることなどが知られる。

第3-2-10表 老人ホーム入所者の性別、年齢階級別数

第3-2-10表 老人ホーム入所者の性別、年齢階級別数
(42.12.31 現在)

	総数	男	女	60歳未満	60～64	65～69	70歳以上
総数	62,235	23,973	38,262	1,559	4,969	11,032	44,675
養護老人ホーム	55,277	21,548	33,729	1,434	4,335	9,770	39,738
特別養護老人ホーム	4,576	1,660	2,916	106	515	889	3,064
経費老人ホーム	2,382	765	1,617	17	119	373	1,873

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

第3-2-11表から定員階級別に施設の状況を見ると、その半数は50人以下の施設であり、また、201人以上の大施設も10数施設を数えるが、一般的には40～50人程度の小規模施設が多く、また大半は100人までの施設であることがわかる。

第3-2-11表 老人ホーム定員階級別施設数

第3-2-11表 老人ホーム定員階級別施設数
(42.12.31 現在)

	総数	40人以下	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101～110	111～120	121～150	151～200	201～250	251～300	301人以上
養護老人ホーム	750	50	346	50	53	70	20	67	10	19	35	19	2	6	3
特別養護老人ホーム	62	—	32	3	4	3	—	16	—	1	2	—	—	1	—
経費老人ホーム	44	2	20	2	11	4	1	2	—	1	—	1	—	—	—

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

第3-2-10表から現在6万人余の老人が収容され、65歳以上の人口の0.9%余にのぼっているが、さらに在宅、又は入院中の老人のうち7万人以上の老人を収容する必要のあることが昭和42年度の被保護者全国一斉調査によつて知られている。

このほか、有料老人ホームについてみると、施設数は60に及び、定員2,164人にのぼっている。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(6) 養護委託

適当な養護者のいない老人を一般の家庭に預け、その養護を委託する制度として、老人福祉法に養護委託の制度があり、一部の地域において行なわれているが、昭和42年3月末現在におけるその状況は次のとおりである。すなわち老人の養護を希望する者は全国に184人が登録されているが、そのうち1/3以上に及ぶ63人が北海道におり、その他は20数府県に散在しているが、農山村型県に多いことが特徴である。次に、これらの養護受託者に委託されている老人数は132人で、半数に近い50人が北海道にいる。別の資料によつてその年齢階層別状況をみると第3-2-12表のとおり、半数近くが75歳以上であり、また、2/3は女である。また、養護受託の理由をみると、第3-2-13表のとおり、半数近くが老人を知っていたからとなつている。養護受託者の職業の状況をみると、第3-2-14表のとおり、農業が吾を占めているが、宗教家、会社員、公務員等比較的意識の高い階層1/4を占めていることも興味あることである。

第3-2-12表 養護委託されている老人の年齢別内訳(42.10.1現在)

第 3—2—12 表 養護委託されている老人の年齢別内訳
(42. 10. 1 現在) (単位：人)

	総 数	～64歳	65～69	70～74	75以上
総数	(100.0) 122	(6.6) 8	(18.9) 23	(27.0) 33	(47.5) 58
男	41	3	8	9	21
女	81	5	15	24	37

厚生省社会局調べ

(注) ()内は割合を示す。

第3-2-13表 養護受託の理由別内訳

第 3—2—13 表 養護受託の理由別内訳
(42. 10. 1 現在) (単位：人)

養 護 受 託 の 理 由	総 数
総 数	(100.0) 122
1 老人本人を(同居祖父母の友人等で)知っていた。	(43.5) 53
2 不遇な老人(老人個人)への同情心	(22.1) 27
3 社会福祉事業への協力心	(26.2) 32
4 その他(祖母の話し相手になつてもらう等)	(8.2) 10

厚生省社会局調べ

(注) ()内は割合を示す。

第3-2-14表 養護受託者職業別内訳

第 3—2—14 表 養護受託者職業別内訳
(42.10.1 現在)

(単位：人)

職 業 別	受 託 者 数
総 数	149 (100.0)
農 業	51 (34.2)
林 業	3 (2.0)
漁 業	5 (3.4)
鉱 業	1 (0.7)
建 築 業	6 (4.0)
製 造 業	8 (5.4)
卸 小 売 業	13 (8.7)
運 輸 通 信 業	2 (1.3)
公 務 員	12 (8.1)
宗 教 家・会 社 員	27 (18.1)
無 職	7 (4.7)
そ の 他	14 (9.4)

厚生省社会局調べ

(注) () 内は割合を示す。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(7) 老人福祉センター等

地域老人の福祉を推進する拠点として、老人福祉センター、老人憩の家があり、また、宿泊休養施設として老人休養ホームがあるが、老人が余暇階級として浮かび上ってくるにつれて、これらの余暇施設は地域老人にとって大きな意義を持つものといえよう。施設数は昭和42年12月末現在で老人福祉センター80、老人憩の家49、老人休養ホーム14となつている。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(8) 老人世帯向公営住宅

先にも述べたように,拡大家族の崩壊とそれに伴う核家族化への拍車は,おのずから老人の住様式を変えることとなつた。すなわち,老人と子ども夫婦との別居傾向が顕著になつてきていることで,この対策として昭和39年度以来,公営住宅のうちの第二種公営住宅の中の特定目的住宅として老人世帯向け住宅が建設されてきたが,その建設戸数の推移は,39年度70戸,40年度253戸,41年度312戸,42年度701戸となつている。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(9) 敬老の日、及び老人福祉週間の事業

昭和41年「敬老の日」が国民の祝日に加えられ、従来の民間の行事が国民的行事とされるにいたつたが、中央においては従来どおり、9月中に100歳に達した高齢者に対し、内閣総理大臣から銀盃と祝状が贈られたが、38年以来の年齢別高齢者数の推移は第3-2-15表のとおりで、42年についてみると、80%までは女であり、また、沖縄にも100歳以上の高齢者の数は8人を数えている。

第3-2-15表 100歳以上高齢者の状況

第 3—2—15 表 100歳以上高齢者の状況
(42年 9月) (単位：人)

	38 年			39			40			41			42		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	154	20	134	191	31	160	198	36	162	(10)252	46	(10)206	(8)253	52	(8)201
100	62	2	60	110	19	91	103	24	79	(5)121	22	(5)99	(1)98	26	(1)72
101	42	12	30	30	1	29	54	7	47	(5)70	15	(5)55	(3)70	10	(3)60
102	20	5	15	24	5	19	17	1	16	35	4	31	(4)47	12	(4)35
103	9		9	12	5	7	11	1	10	12	1	11	22	2	20
104	10		10	3		3	4	2	2	4	1	3	10	1	9
105	3		3	7		7				3	2	1			
106	2		2	1		1	4		4				1		1
107	1		1	2		2	1		1	3		3			
108				1		1	2		2	1		1	2		2
109	3		3				1		1	1		1	1		1
110										1		1	1		1
111	1	1													
112				1	1										
113							1	1							
114										1	1				
115													1	1	
116															
117	1		1												

厚生省社会局調べ

(注) ()内は、沖縄の老人で再掲したものである。

なお、地方において行なわれた主な行事は、次のとおりである。老人福祉大会、老人クラブ大会・老人福祉資料展・老人福祉講演会等の開催、老人ホーム慰問、著名人の老人ホーム1日園長、健康老人・模範老人・優良老人クラブの表彰、敬老金品・記念品等の支給、老人の作品展、小・中学生の作文、図画コンクール等の開催、健康相談・生活相談、職業相談等の実施、老人食調理講習会の実施、老人体操・老人の歌の普及、敬老列車の運転、記念植樹、婦人会員等の老人単身世帯訪問、映画・理髪・公衆浴場・あんま・運賃等の割引、老人と婦人、青年との懇談会の実施。

第3章 社会福祉

第2節 老人の福祉

2 老人福祉対策の現状

(10) その他

その他老人福祉法以外の施策として、新しく、昭和42年度から、老人だけの世帯について、ラジオ単独受信料が免除されることとなった。すなわち、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されるか、または、これらに18歳未満の者の加わった世帯一高齢者世帯であつて、その構成員がすべて市町村民税又は特別区民税の課賦されていない場合、その住居内にラジオの受信機を契約するときに、受信料を免除されるものである。ただし、テレビ放送の受信機も設置している場合、自動車内等住居外にラジオ放送の受信機を設置している場合には除かれる。
